

## 後援等名義の使用及び教育長賞交付の申請に当たっての留意事項

後援等名義の使用及び教育長賞交付を申請されるに当たりまして、下記の事項についてあらかじめご了承のうえ、手続きをお願いいたします。

- 1 主催者とは、事業開催の主体となり、自己の責任においてその事業を開催する団体等のことです。そのため、申請書には主催者の名前を記入してください。
- 2 「宇和島市教育委員会」の協賛又は後援の名義の使用及び教育長賞の交付を承認した事業によって生ずる開催中の事故、不測の事態についてのすべての責任は、主催者で負っていただきます。
- 3 申請される事業の実施については、関係法令を遵守し、個人情報の管理等を徹底してください。万が一情報漏えいなどが発生した場合、そのすべての責任は主催者で負っていただきます。
- 4 後援については名義のみで行うものであり、宇和島市教育委員会が直接、物資、人材、会場、その他の支援を行うものではありません。
- 5 事業実施にあたっての各種機関への届出その他の申請を必要とする場合は、すべて主催者で行ってください。
- 6 申請は、原則として事業実施1ヶ月前までに行ってください。
- 7 事業の要項については参加対象、事業内容、実施計画等が分かるものにしてください。
- 8 共催事業については、事業終了後、速やかに事業報告書を提出してください。その他の事業についても、提出を求める場合があります。
- 9 必要に応じて、聞き取り調査や追加書類の提出をお願いする場合があります。